

2. 位置圖

このたが下記につき農地法第 2 条の規定に基づき通知します。

地区除外等処理規程第 3 条の申入れ事項等については、別途協議し、第 6 条の決済金については所定の方法によりこれを納付しますので、当該申請書に添付すべき意見書を交付されたたく申請します。

氏名

殿
長
事
理

[illegible]